

な(い)た(い)たファミリー・ サポート・センター

入会のでびき



*今すぐ利用する予定はなく、念のために入会をお考えの方はこちらをご利用ください。

なりたファミリー・サポート・センターとは

ファミリー・サポート・センターは、子育てのお手伝いをしてほしい方(利用会員)と子育てのお手伝いのできる方(協力会員)が会員になり、お互いに助け合う住民同士の助け合い活動です。

センターは双方を結び付け、地域における子育て支援のお手伝いをします。

ファミリー・サポートで行う援助は一時的・補助的なもので、民間の保育サービスのような長時間・継続的な保育ではありません。この活動がボランティア精神に支えられていることを、依頼する場合も、協力する場合も心に留めておいていただきたいと思います。



目次

1. 利用会員登録の手続きについて
2. 会員の種類
3. 援助の内容
4. 活動上のルール
5. 利用の仕方
6. 利用料について
7. 補償保険について

1 利用会員登録の手続きについて

1. こちらの「入会のご案内」をご一読ください。
2. 「入会申込書」の太枠の中をきれいに記入し、縦3cm×横2.5 cmの顔写真を添付します。裏面の〈入会にあたっての確認事項〉も忘れずにご記入ください。
3. ①入会申込書②〈入会にあたっての確認事項〉③本人確認書類(運転免許証など)のコピーをセンターまで持参もしくは下記まで郵送してください。

〒286-0017 成田市赤坂 1-3-1
成田市保健福祉館ボランティアセンター内
なりたファミリー・サポート・センター

4. 指定の書類が届いてから、会員証を発行します。発送まで1週間ほどかかりますのでご了承ください。
5. 会員証が届きましたら、登録手続き完了です。援助の依頼ができます。

※ご不明な点はなりたファミリー・サポート・センターまでお問い合わせください。

〈退会について〉

- ・利用会員は、お子様が中学生になった時点で自動的に会員資格喪失となります。
- ・市外に転出する等退会するときには、退会届を提出し、会員証を返還してください。
- ・会の趣旨に反する行為、その他会員としてふさわしくない行為があった場合には登録を抹消することがあります。

2 会員の種類

利用会員・・・生後3ヶ月から小学校6年生の子どもの保護者で市内在住の方
※出産前後の方も会員登録は可能です。

協力会員・・・子どもが好きな方、心身ともに健康でありボランティア精神のある方

両方会員・・・必要な時には子どもを預かってもらうが、預かることも可能な方

※協力・両方会員は、センターの実施する入会説明会・基礎研修会に参加していただきます。(ただし、「子育て支援員研修」の地域保育コースの分類ファミリー・サポート・センターを修了した方は、基礎研修の受講が免除されます。)

3 援助の内容

- ☆ 保育所・幼稚園・小学校・児童ホームなどへ送迎します(原則徒歩)。
また、その前後に子どもを預かります。
※車での送迎のみの活動はできません。徒歩や公共の交通機関をご利用
いただいております。
- ☆ 保護者が短時間あるいは臨時的に仕事に就く場合に子どもを預かります。
- ☆ 冠婚葬祭や学校行事などの際、子どもを預かります。
- ☆ 親のリフレッシュ・通院などの外出の際、子どもを預かります。

4 活動上のルール

- 援助活動の時間は午前6時から午後10時までです。
- 子どもを預かる場合は原則として協力会員の自宅で行います。公園、なかよし広場等安全な施設で遊ばせてもらうことも可能です。
- 宿泊での預かりは行いません。
- 病気のときの預かりは行いません。
- 協力会員の自家用車を使用しての活動は原則お受けしておりません。やむを得ない場合は利用会員・協力会員双方の合意のもと、同意書にその旨を記入していただきます。また、この場合チャイルドシートは利用会員が用意してください。

5 利用の仕方

- ① 援助が必要になったら依頼内容をセンターへ、希望日の1週間前までにお申し込みください。(事前打ち合わせを行うため)

TEL 0476-27-8010

FAX 0476-27-1265

メール nfsupport@naritashakyo.or.jp

(メール)



- ② センターで援助のできる協力会員を探します。
※依頼日時や内容によって、お引き受けできる協力会員がない場合もあります。予めご了承ください。



- ③ 利用会員、預けるお子さん、協力会員、コーディネーターで事前打ち合わせを行います。(十分な打ち合わせをし、お互いに取り決めた内容を「事前打ち合わせ票」で確認します。)



- ④ 活動開始です。
※事前打ち合わせで取り決めた内容以外はお願いできません。



- ⑤ 活動終了後、利用会員は協力会員に料金を直接支払い、協力会員持参の援助活動報告書に押印またはサインしてください。

6 料金の基準について

利用料(1時間あたり)

お子さんをお預かりした時間から料金が発生します。

区分	料金の額(1時間)
6:00~8:00	800円
8:00~19:00	700円
19:00~22:00	800円

- ① はじめの1時間は、1時間に満たない場合も1時間分の料金とします。
(送迎の場合、送りと迎いの援助は別の援助としてカウントします。)
- ② 1時間を超える場合は、30分単位で計算してください。
- ③ 同一世帯で複数の子どもを預ける場合、2人目の子どもにかかる料金は半額とします。ただし2人以上の場合は協力会員1人では預かることができない場合があります。

キャンセル料金

依頼のキャンセルについては、直接協力会員に連絡してください。

- ・前日までのキャンセル…無料
- ・当日や無断キャンセル…依頼時間分全額

交通費

片道2km以上10km以下の移動があった場合は、200円を支払ってください。以後10kmを超えるごとに200円加算してください。

食事・おやつ代

援助に必要な食事(ミルク)、おやつ、オムツなどについては利用会員が用意するか、かかった費用を実費精算するかは事前打ち合わせ時に決め、かかった費用は料金とともにお支払いください。

協力会員宅で食事の提供を受けた場合は、1食につき幼児200円、小学生300円を支払ってください。また、おやつは一律100円となります。

7 保険制度について

会員および利用会員の子どもは万一の事故に備え、ファミリー・サポート・センター補償保険に加入しています。(保険料はセンターで負担します。)

① 傷害保険

会員および利用会員の子どもがファミリー・サポート・センターの斡旋による援助活動中や、送迎等のため自宅と保育を受ける子ども宅の往復途上(自宅との通常経路)において傷害を被った時に補償するものです。

例)協力会員が活動中に石段でつまずいて転倒し、けがをした。

※自家用車の事故はファミリー・サポート・センターの保険では等級ダウン補償となり、協力会員が加入されている任意保険での対応となります。

② 賠償責任保険

協力会員が援助活動中に、監督ミスや提供した飲食物等が原因で子ども等第三者の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上賠償責任が生じた場合、負担する賠償金等を補償するものです。

例)子どもに提供した飲食物が原因で食中毒が発生した。

協力会員が目を離した際に子どもが高所から落ちてけがをした。

※協力会員の家で利用会員の子どもが物を壊したという場合はこの保険の対象となりません。各ご家庭で加入している損害賠償保険等(個人賠償責任保険)をご確認ください。

※有責・無責に関しては、保険会社の判断によります。

お問い合わせ

社会福祉法人 成田市社会福祉協議会
なりたファミリー・サポート・センター

〒286-0017

成田市赤坂 1-3-1

成田市保健福祉館ボランティアセンター内

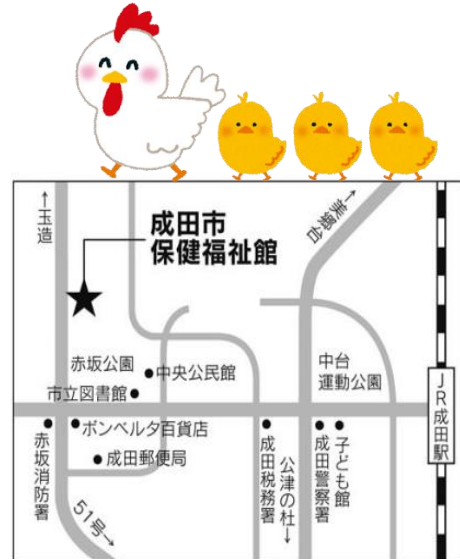
TEL 0476-27-8010

FAX 0476-27-1265

メール nfsupport@naritashakyo.or.jp

受付時間 月～金 午前9時～午後5時

休日 土・日・祝日・年末年始



JR 成田駅西口より②番乗り場

中台経由のバス6分「赤坂公園」下車